

佐久市健康長寿まちづくり協議会設置要領

(設置)

第1条 佐久健康長寿プロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）と連携し、健康長寿の観点を取り入れた佐久市の中心市街地におけるまちづくり（以下「中心市街地の活性化」という。）について協議するため、佐久市健康長寿まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 佐久市健康長寿まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること。
- (3) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
- (4) 推進会議との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項又は第4項の規定に準ずる者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(ファシリテーター)

第4条 市長は、協議が円滑に行えるよう、専門的知識等を有し中立的な立場から協議の運営支援を行なうファシリテーターを委嘱し、協議会へ出席させることができる。

- 2 ファシリテーターは、議長の指示のもと協議事項の進行を行うことができる。
- 3 その他、必要な事項は会長が別に定める。

(任期)

第5条 委員及びファシリテーター（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、推進会議の委員として会議等へ出席し、協議会の協議事項等について推進会議と連携を図る。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、佐久市経済部商工振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

佐久市健康長寿まちづくり協議会名簿

名 称	所 属 団 体
委 員	佐久市区長会
委 員	佐久商工会議所
委 員	臼田町商工会
委 員	浅科商工会
委 員	佐久市望月商工会
委 員	岩村田連合商店会
委 員	岩村田料飲組合
委 員	佐久市観光協会
委 員	佐久市農業委員会
委 員	佐久地域公共交通確保維持改善協議会
委 員	東日本旅客鉄道株式会社
委 員	学校法人佐久学園
委 員	八十二銀行岩村田支店
委 員	佐久浅間農業協同組合
委 員	佐久市 PTA 連合会
委 員	佐久市
委 員	まちづくり会社（設置後委嘱）

ファシリテーター

名 称	所 属 団 体
ファシリテーター	独立行政法人中小企業基盤整備機構